

内 共 第 3 号

第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

大野川漁業協同組合・鶴崎漁業協同組合

大野川漁業協同組合・鶴崎漁業協同組合 内共第3号第5種遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鶴崎漁業協同組合（以下「鶴崎漁協」という。）及び、大野川漁業協同組合（以下「大野川漁協」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、はえ（おいかわ）、えのは（あまご）、わかさぎ及びもくずがに（つがに）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内のうち大野川の住友化学株式会社大分工場高田（堂園）揚水場（大分市大字鶴崎字竹藤）より下流及び乙津川の皆春第2樋管（大分市大字森町）より下流の区域（以下「鶴崎漁協管理区域」という。）において遊漁をしようとする者は鶴崎漁協に、それ以外の区域（「大野川漁協管理区域」という。）においては大野川漁協に、あらかじめ申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、鶴崎漁協管理区域における遊漁については口頭により、大野川漁協管理区域については、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 大野川漁協管理区域における次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法によるものとし、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ	手釣り、竿釣り、友がけ	—
こい、はえ わかさぎ もくずがに	手釣り、竿釣り	竿釣りは1人あたり5本までとする。
うなぎ	手釣り、竿釣り、しばづけ、のべなわ、つけばり、穴さし	竿釣りは1人あたり5本までとする。
えのは	手釣り、竿釣り	—

- 2 大野川漁協管理区域において、ばくだん釣り（竿釣り）を行う場合は、漁具のそばを離れてはならない。
- 3 大野川漁協管理区域におけるあゆを対象とするところがし（竿釣り）は、竹中水管橋より下流以外で行ってはならない。

(遊漁期間)

第4条 大野川漁協管理区域における次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が公表する期間内
う な ぎ	3月1日から10月20日まで
え の は	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
大野川 大分市大字上戸次兎島頂上から上流200メートル 下流200メートルの間の区域	1月1日から 12月31日まで
大野川 豊後大野市三重町川辺昭和井路取水口堰堤上端から 下流100メートルの間の区域	同 上
緒方川 豊後大野市緒方町原尻 原尻の滝から下流250メ ートルの間の区域	同 上
濁淵川 竹田市大字植木字火振妙見の森の標木より93度の 線から下流550メートルの間の区域	同 上
神原川 竹田市大字神原字吐合白水橋から上流の区域	同 上
神原川 竹田市大字神原字祖母山一合目滝から上流の区域	同 上
柴北川 豊後大野市犬飼町柴北 名本橋から上流両村橋まで の間の区域	同 上
三重川 豊後大野市三重町内田 扇田橋から上流平吹橋まで の間の区域	同 上
九折川 豊後大野市緒方町上畑豊栄鉦山鉦害防止協会現場作 業所から上流500メートルの間の区域	同 上
大野川 大分市大字下戸次字深迫大内川と大野川の合流点よ り150メートル下流から1150メートルの間の 区域	9月1日から 10月31日まで
大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路より10 メートル上流の地点から下流150メートルの間の 区域	10月10日から 12月31日まで
大野川 大分市丸亀「大野川防災ステーション」より下流 200メートルの地点から同施設より下流220 メートルの間の区域	1月1日から 12月31日まで
大野川 大分市宮河内松岡大橋下流端より下流側400メー トルの地点から下流方向へ20メートル下った地点 との間の区域	1月1日から 12月31日まで

2 次の表に掲げる区域においては、水産動植物を放流してはならない。

区 域	
神原川	竹田市大字神原字吐合白水橋から上流の区域
神原川	竹田市大字神原字祖母山一合目滝から上流の区域

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種は、それぞれウ欄に掲げる全長のものはこれを採捕してはならない。

ア 区域	イ 魚種	ウ 全長
漁場全域	うなぎ	20センチメートル以下
鶴崎漁協管理区域	こい	10センチメートル以下

(漁具、漁法の制限、禁止)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれ同表のイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる漁具、漁法により、これを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 漁具、漁法
全魚種	漁場全域	<ul style="list-style-type: none"> * 水中に毒物を流して捕獲する漁法 * 石うち、げんのうち漁法 * 水中に電流を通じてする漁法 * 瀬干し漁法 (川干し漁法) * 火光を利用してする漁法 * 魚切り又は類似の漁法 * かんづけ、箱づけ、びんづけ(プラスチック製も同じ)、おけづけ漁法 * 発射装置を有するもり又はやす * ひき網
	大野川漁協管理区域	<ul style="list-style-type: none"> * 潜水具 * チョンかけ * 袋網 * 投網、投刺網(まくり)、刺網(建網) * かにかご * うけ * やな * フーリー
あゆ	大野川漁協管理区域	<ul style="list-style-type: none"> * リールを使用したから針 * ルアーの使用

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 鶴崎漁協管理区域における遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学生又は肢体不自由者は無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい、うなぎ	手釣り、じごく釣り、しばづけ、はえなわ、竿釣り	1日	400円
		1年	2,000円

- 2 大野川漁協管理区域における遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学生及び肢体不自由者は無料とする。なお遊漁する場所において納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
うなぎを除く全魚種	手釣り、竿釣り、 友がけ（あゆ）	1日	2,200円
		1年	5,500円
うなぎ	手釣り、竿釣り、しばづけ のべなわ、つけばり、穴さし	1年	5,500円
あゆ、うなぎ、えのはを 除く全魚種	手釣り、竿釣り	1日	550円
		1年	3,300円

- 3 遊漁料は、各管理区域ごとに次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視委員に納付することができる。

(1) 鶴崎漁協管理区域

- ・鶴崎漁業協同組合事務所（大分市小中島2丁目2番地22号）

(2) 大野川漁協管理区域

- ・大野川漁業協同組合事務所（豊後大野市犬飼町久原686番地5）
- ・釣具スーパーイヴ春日店（大分市東春日町7-34）
- ・釣具スーパーイヴ戸次店（大分市中戸次1261-47）
- ・神力商店（大分市都町1-3-8）
- ・釣具の三平戸次店（大分市中戸次6072-1）
- ・釣具の三平高城店（大分市松原町2丁目1-3）
- ・釣具のポイント大分下郡店（大分市下郡1391-1）
- ・釣具のまつき光吉店（大分市曲1506）
- ・釣具のまつき別府本店（別府市新港町2-25）
- ・タックルベリー大分市（大分市小池原1155-2）
- ・タックルベリー別府亀川店（別府市亀川浜田町990-118）
- ・タックルベリー大分中津店（中津市是則175-1）
- ・かめや釣具大分萩原店（大分市萩原2丁目2-26）
- ・仲摩重商店（大分市常行311）
- ・釣具センター竹田（竹田市会々1479-4）
- ・高橋十九理髪店（竹田市久住町久住6093）
- ・名水茶屋（竹田市萩町陽目371）
- ・阿南鮮魚店（竹田市門田251）
- ・リカーアンドドラッグアンドウ（豊後大野市大野町田中2963-1）
- ・ファミリーマート緒方店（豊後大野市緒方町下自在38）
- ・ロッジ清川（豊後大野市清川町宇田枝158）
- ・佐藤石油（豊後大野市清川町白尾412-1）
- ・玉田印房（豊後大野市三重町市場500-1）
- ・赤峰釣具店（豊後大野市犬飼町久原686-15）

- ・オイルパーク内山（豊後大野市三重町内山 9 9 - 1）
- ・キッチンウスタ（豊後大野市緒方町平石 2 4 3 3）
- ・LAMP 豊後大野（豊後大野市緒方町尾平鉦山 5 7）
- ・リバーパーク犬飼（豊後大野市犬飼町田原 7 1 4 - 3 3）

*未就学の幼児、小中学生及び肢体不自由者の遊漁券の取扱いは、大野川漁業協同組合事務所のみにとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
 - ①遊漁中は本証を必ず携帯しなければならない
 - ②本証承認証は他人に貸与してはならない
 - ③遊漁者は漁業監視委員の要求があった時は本承認証を提示しなければならない
 - ④本証承認証に記載した漁具、漁法以外で採捕してはならない
 - ⑤漁場にて監視員より本証の交付を受ける場合は別に100円賦課して納付しなければならない
- (8) その他参考となるべき事項
 - 禁放流区の区域
 - アユのころがしは竹中水管橋より下流のみ許可する
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の順守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

①漁場監視にあたっては「大野川漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則」を順守する事

②漁業組合員又は遊漁者から身分証明書の提示を求められた場合は本証を提示する事

③監視業務終了後は実施内容を記録し組合に報告する事

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以降のそのものの遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 1 この規則は認可の日から施行する。
(平成16年1月1日認可)

附 則 2 (1) この規則は平成20年4月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成19年8月27日認可)

附 則 3 この規則は認可の日から施行する。
(平成20年7月23日認可)

附 則 4 (1) この規則は平成22年4月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成21年8月19日認可)

附 則 5 (1) この規則は平成26年1月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成26年1月1日認可)

附 則 6 (1) この規則は平成27年3月20日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成27年3月20日認可)

附 則 7 この規則は認可の日から施行する。
(平成28年7月29日認可)

附 則 8 この規則は認可の日から施行する。

(平成29年7月11日認可)

附 則9 この規則は平成31年2月1日から施行する。
(平成30年8月6日認可)

附 則10 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表のうなぎを除く全魚種の項及びうなぎの項の遊漁料の改正は、同年3月1日から施行する。
(令和元年8月13日認可)

附 則11 この規則は令和4年4月1日から施行する。
(令和3年8月16日認可)

附 則12 この規則は令和5年4月1日から施行する。
(令和4年8月25日認可)

附 則12 この規則は令和6年1月1日から施行する。
(令和6年1月1日認可)